



荒川水系河川整備基本方針 の概要

国土交通省 北陸地方整備局

荒川水系河川整備基本方針

目次

第1章河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

- (1) 流域及び河川の概要
- (2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

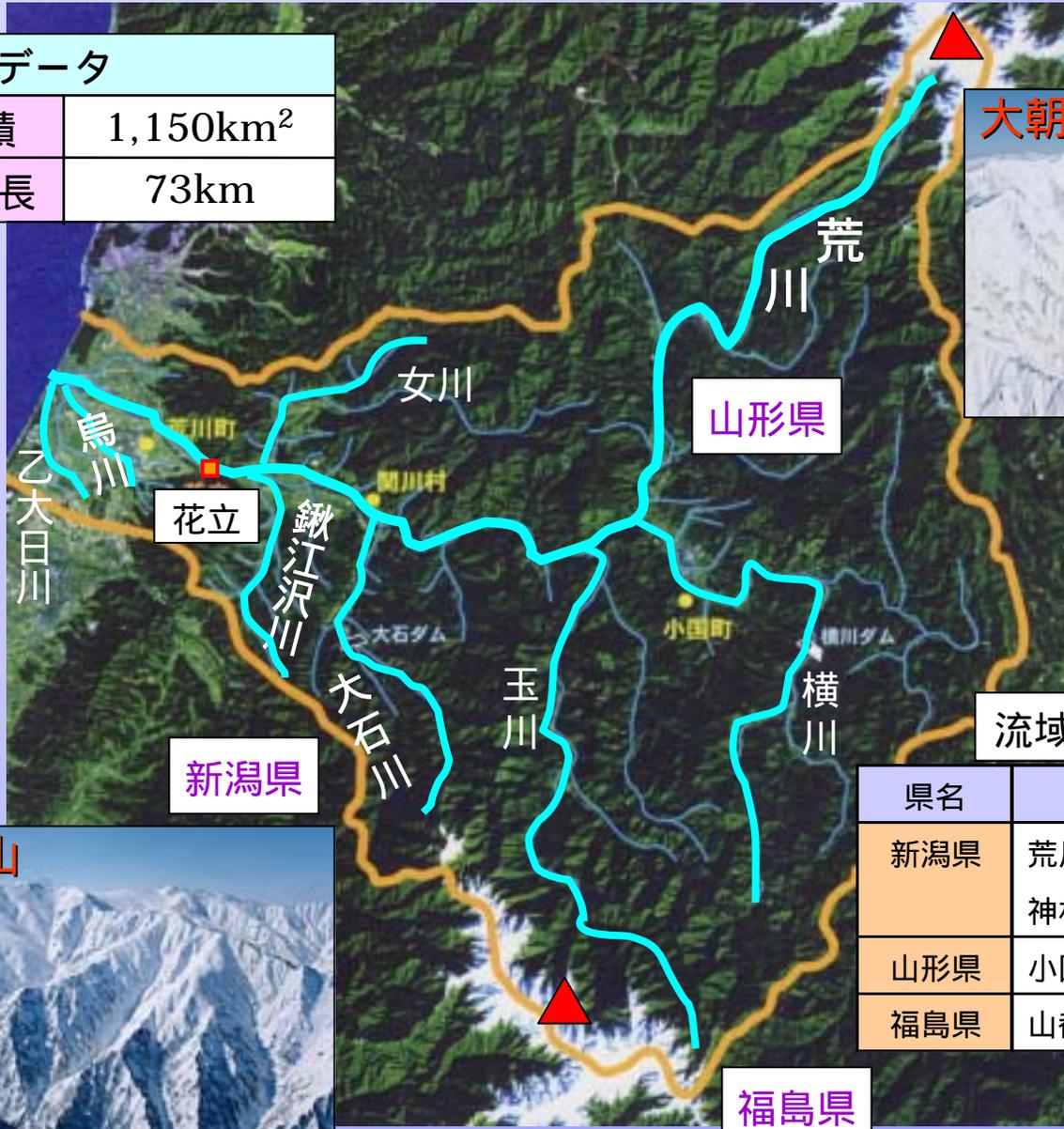
第2章河川の整備の基本となる事項

- (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項
- (2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項
- (3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項
- (4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

第1章河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要 荒川流域の説明

流域データ	
荒川流域の面積	1,150km ²
荒川幹川流路延長	73km



流域内関係町村

県名	町村名
新潟県	荒川町、中条町 神林村、黒川村、関川村
山形県	小国町、飯豊町
福島県	山都町

福島県

新潟県

山形県

第1章河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

上流部の説明



ブナ原生林(白い森)



小国盆地一帯



半導体製造状況



水素吸蔵合金製造状況



ツキノワグマ

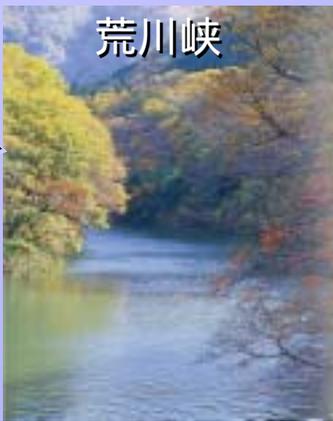
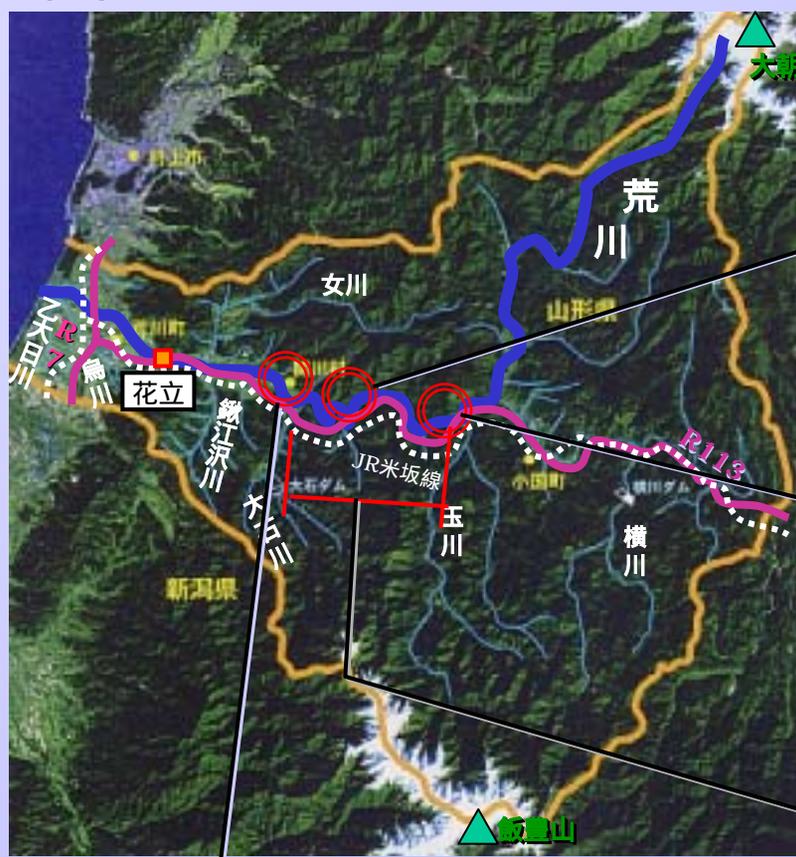


ヤマメ

第1章河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

中流部の説明



第1章河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

下流部の説明



カジカ捕り



荒川頭首工



サケ漁



花立狭窄部の下流には、広大な穀倉地帯が広がる

第1章河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

水害の歴史

水害の歴史

西暦	洪水名
1757年	宝暦7年5月「宝暦大洪
1777年	安永6年7月洪水
1877年	明治10年6月洪水
1915年	大正4年6月洪水
1967年	昭和42年8月「羽越水害」

羽越水害時の降雨状況



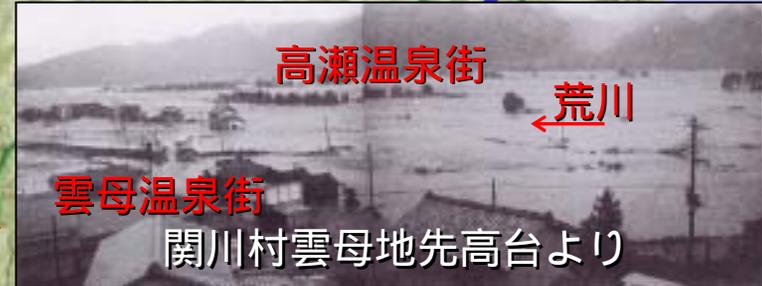
羽越水害被害状況

浸水面積	5,875ha	
死者行方不明者	90名	
家屋被害	11,095棟	全壊流出1,056棟、半壊床上8,081棟、床下1,958棟
被害総額	約225億円	S42年当時

第1章河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

羽越水害



 : 浸水区域(昭和42年8月28日発生)
 : 流域界

第1章河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要 河川水の利用について

荒川水系における水利権一覧		
種別		件数
発電用水	許可	6
水道用水	許可	4
工業用水	許可	2
農業用水	許可	71
	慣行	266
雑用水	許可	9
計	許可	92
	慣行	266

荒川直轄管理区間利用現況		
種別		件数
水道用水	許可	1
農業用水	許可	4
雑用水	許可	1
計	許可	6



第1章河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

水質について

平成13年度

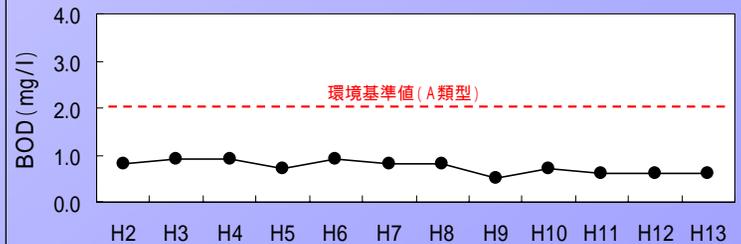
全国一級河川における水質ランキング

全国(対象166河川)	1位 尻別川(北海道) 2位 宮川(三重県) 3位 荒川(新潟県) 黒部川(富山県) : :
北陸(対象15河川)	1位 荒川(新潟県) 黒部川(富山県) 3位 魚野川(新潟県)

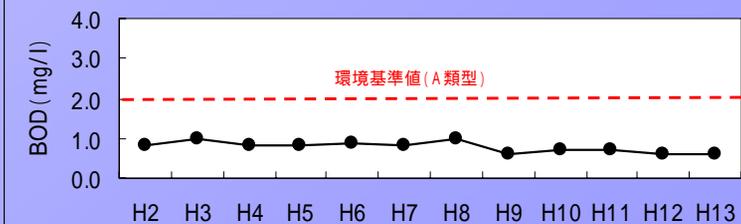
旭橋水質状況 BOD75%値



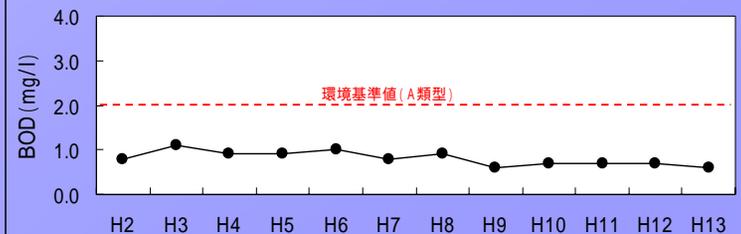
荒川橋水質状況 BOD75%値



荒川頭首工水質状況 BOD75%値



温泉橋水質状況 BOD75%値



第1章河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

災害の発生の防止について

羽越水害のような災害を繰り返すことのないような河川整備による災害発生の防止・軽減



羽越水害時の河道状況(関川村)



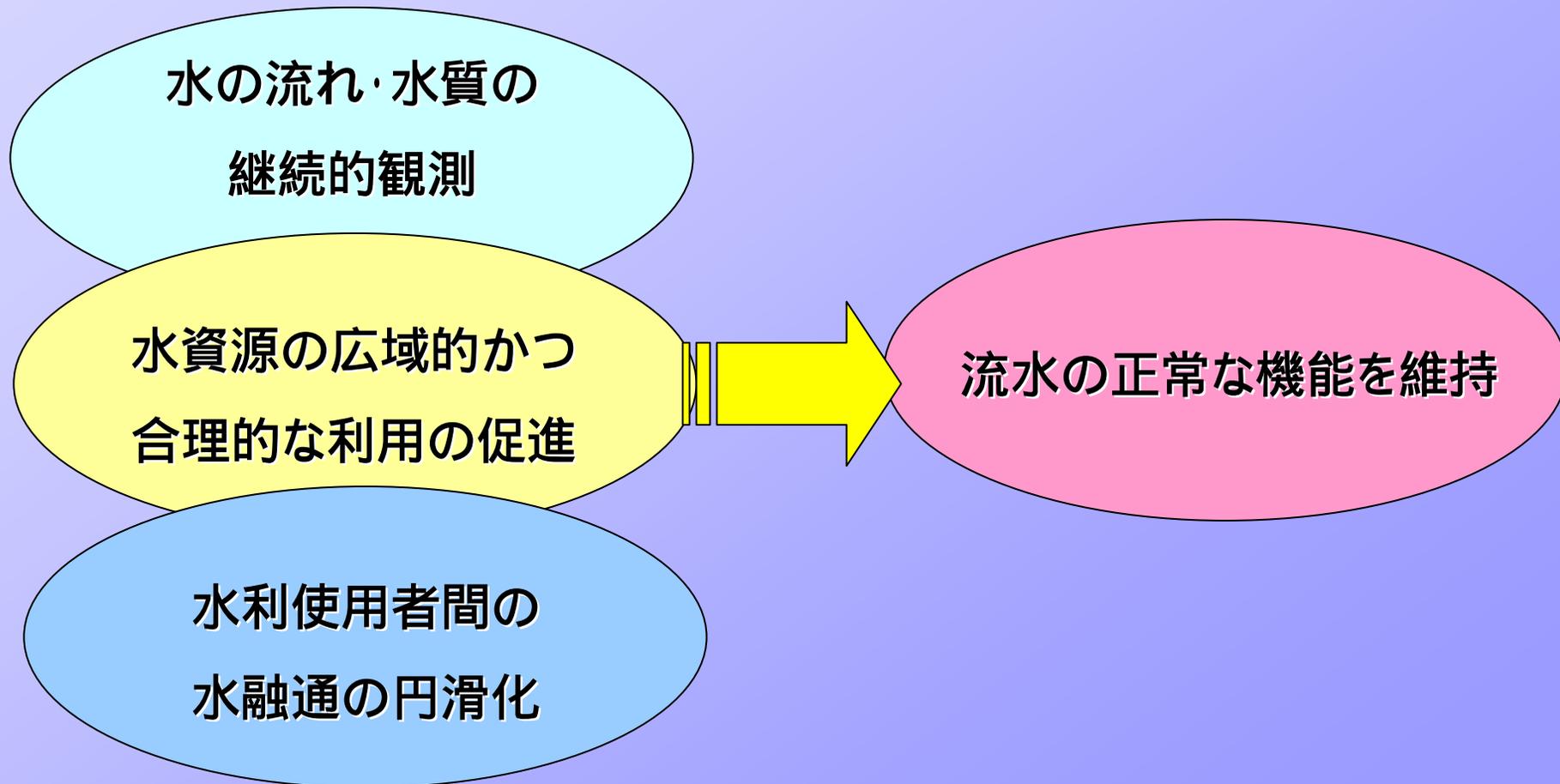
現在の河道状況(関川村)

第1章河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

河川水の利用について

沿川流域における流水の正常な機能を維持するために必要な流量を確保するよう努める



第1章河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

河川環境の整備と保全について

流域の歴史文化の継承と豊かな河川環境の再生に取り組む



サケの遡上

- ・羽越水害以前の豊かな河川環境の再生
- ・多様な生物が生息・生育する河川環境の保全・整備



水辺の楽校(神林村)

- ・人と川とのふれあいを増進
- ・年少者の自然学習の場
- ・自然を生かした川づくり

第1章河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

河川の維持管理について

災害防止、適正利用、流水の正常な機能維持、環境保全の観点から河川の多面的機能の発揮に努める

河川巡視



- ・洪水時の浸食による施設の機能の低下を防止する維持管理を強化
- ・河川管理施設の機能や操作性の向上
- ・河道内の樹木等を適正に管理



- ・河川の状況把握や情報提供の迅速化
- ・河川管理体制の高度化・効率化
- ・川を軸とした地域づくり活動との連携・支援

第2章河川整備の基本となるべき事項

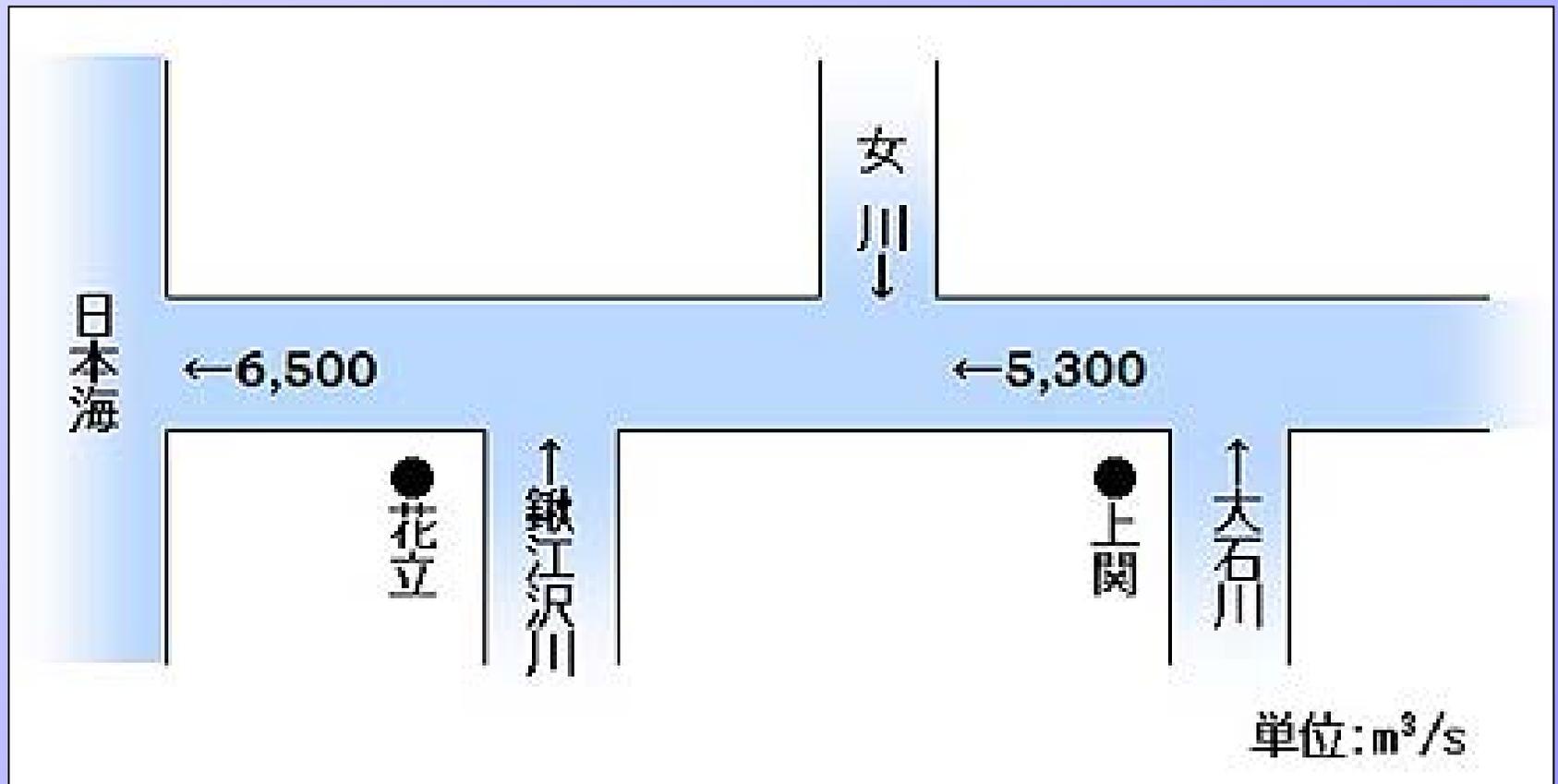
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

河川名	基準地点	基本高水の ピーク流量 (m^3/s)	洪水調節施設に よる調節流量 (m^3/s)	河道への配分流量 (m^3/s)
荒川	花立	8,000	1,500	6,500

第2章河川整備の基本となるべき事項

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

荒川計画高水流量図

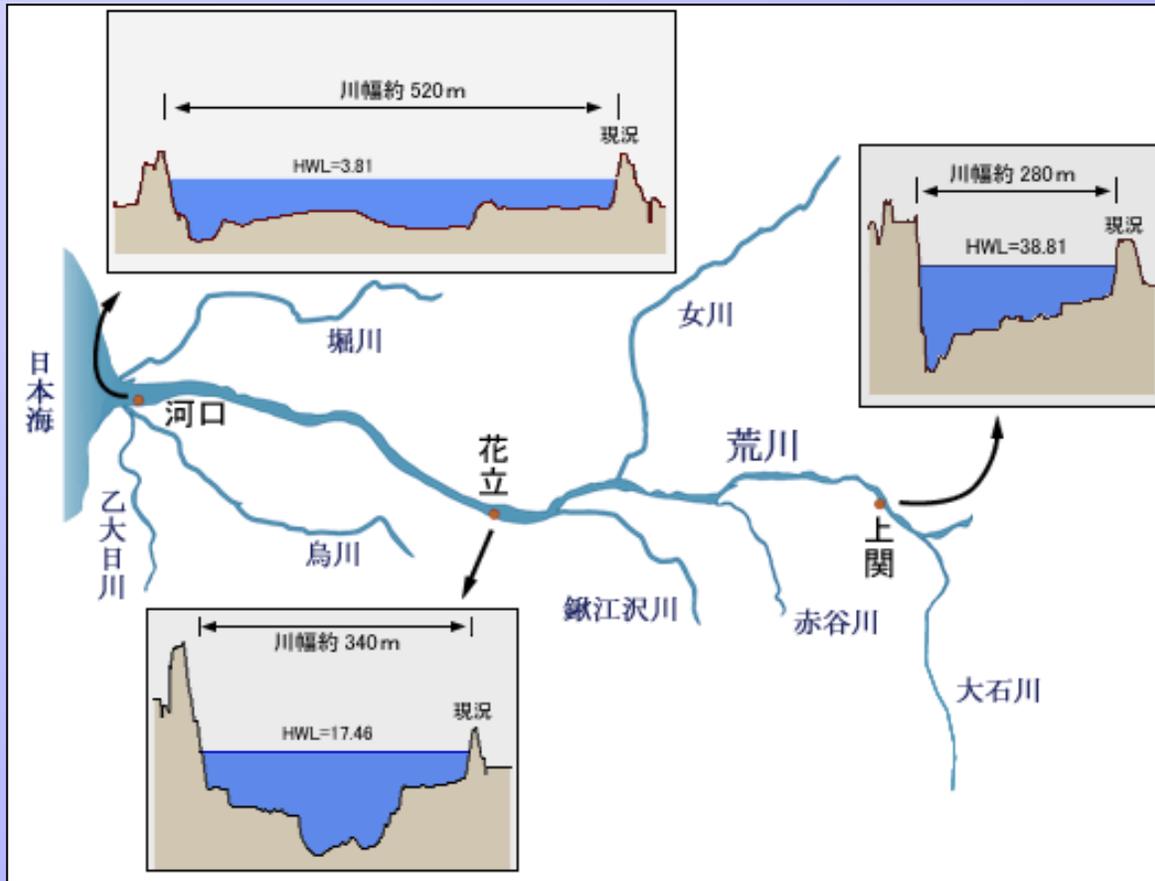


第2章河川整備の基本となるべき事項

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの距離(km)	計画高水位T.P.(m)	川幅(m)
荒川	上関	16.50	38.81	280
	花立	8.00	17.46	340
	河口	0.25	3.81	520



(注)T.P.:東京湾中等潮位

第2章河川整備の基本となるべき事項

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

花立地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、動植物の保護、漁業、舟運等を考慮し、おおむね $9\text{m}^3/\text{s}$ とする。